資料４－２

**大阪府ユニバーサルデザイン推進指針**

**平成30年（2018年）６月**

**大阪府**

目次

[**１．　はじめに** 1](#_Toc510423377)

[**２．** **ユニバーサルデザインとは** 1](#_Toc510423378)

[**３．　大阪をとりまく現状** 3](#_Toc510423379)

[**４．　府におけるこれまでの取組み** 6](#_Toc510423380)

[**５．　ユニバーサルデザイン推進指針の位置づけ** 7](#_Toc510423381)

[**６．　府におけるユニバーサルデザインの取組み** 8](#_Toc510423382)

# **はじめに**

誰もが暮らしやすく、訪れやすい、そして誰もが活躍できるまちづくりは、これまでも行政のめざすところであり、大阪府においても様々な計画や条例にその理念が盛り込まれ、事業を実施してきました。特に障がい者の分野では、障害者基本法の理念である「自立と社会参加の促進」のため、物理的な障壁を取り除いたり、障がいへの理解を促進する取組みに意を用いてきました。

今日、誰もが暮らしやすく、訪れやすい、そして誰もが活躍できるまちづくりを実現するのための手法として、「ユニバーサルデザイン」という概念が、広く普及しています。この概念は、「心のやさしさや思いやり」の精神に基づくものであり、すべての人に利用しやすい製品や環境を提供するというハード面での配慮にとどまらず、いわゆる「心のバリアフリー」をも包含するものです。

現在、インバウンドや在留外国人の増加、高齢化の進展などの社会背景に加えて、2020東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催や2025年国際博覧会の大阪誘致など、この「ユニバーサルデザイン」への注目と期待がますます高まっています。

　このような背景を踏まえ、大阪府では、誰もが暮らしやすく、訪れやすい、そして誰もが活躍できる「ユニバーサルデザイン社会・大阪」をめざし、「大阪府ユニバーサルデザイン推進指針」を策定することとしました。

# **ユニバーサルデザインとは**

（１）研究における考え方

ユニバーサルデザインは、1980年代にアメリカのノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス氏が提唱した考え方です。同氏の考え方を明確にするため、「ユニバーサルデザインの７原則」が取りまとめられています。

　　　　　【ユニバーサルデザインの７原則】

ユニバーサルデザインとは・・・

改善または特殊化された設計の必要なしで、最大限可能な限り、すべての人々に利用しやすい製品と環境のデザイン。

•原則１：誰にでも公平に利用できること

•原則２：使う上で自由度が高いこと

•原則３：使い方が簡単ですぐわかること

•原則４：必要な情報がすぐに理解できること

•原則５：うっかりミスや危険につながらないデザインであること

•原則６：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること

•原則７：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

それぞれの原則の下に、原則に沿ったデザインをするための簡潔な方向付けを示す「定義」及び、原則に忠実であるために必要とされる要件である「ガイドライン」が示されている。

また、「ユニバーサルデザインによる完全参加の実現（第1版）」（2009年6月　欧州評議　会（Council of Europe）※発行）によると、ユニバーサルデザインは、「なるべく迎合や特殊な対応を要せず、最大限に自立し、可能な限り自然な状態で、誰もが等しく接し、理解できる、異なる環境、製品、意思伝達、情報技術の構成とデザインを作るための戦略」であり、「単に障がいがある人がアクセスしやすい建物かの問題以上の広がりを持つ概念で、社会の全ての側面において計画され、政策の一部に組み込まれるべきもの」とされています。

※欧州評議会（Council of Europe）：人権、民主主義、法の支配の分野で国際社会の基準策定を主導する汎欧州の国際機関として、1949年フランスのストラスブールに設立されました。（外務省ホームページより）

（２）国における考え方

わが国においては、平成14年（2002年）12月に閣議決定された障害者基本計画において、初めてユニバーサルデザインの定義が示され、その後の、平成17年（2005年）7月に国土交通省が策定したユニバーサルデザイン政策大綱や、平成29年（2017年）2月に関係閣僚会議で決定されたユニバーサルデザイン2020行動計画においても、この定義が踏襲されています。

【障害者基本計画】（平成14年（2002年）12月）

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

※バリアフリーとは、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

また、国においては、2020年の東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機として、全国にユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーを推進していくため、平成27年（2015年）2月、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣を議長とするユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議を設置し、総合的に施策を検討しました。

平成29年（2017年）2月には、「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」において、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の成功と、大会レガシーとしての共生社会に向けた政府の行動計画である「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が決定されました。

今後、この行動計画をもとに、全国において、ユニバーサルデザインのまちづくりと心のバリアフリーを進め、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会のレガシーとすべく、関係府省と連携し一丸となって取り組んでいくとされています。

# **３．大阪をとりまく現状**

（１）ユニバーサルデザインに関連する社会背景

①　障がい者の自立と社会参加に向けた動き

平成23年（2011年）８月に、障害者基本法の改正が行われ、障がい者の定義を、障がい（機能障がい）のみで捉えるのではなく、社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）という社会との関係性において捉えることや、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がされなければならないとの規定が設けられました。また、平成25年（2013年）には同法に「差別の禁止」が基本原則として規定されました。

これを受けて、平成28年（2016年）4月1日には、障がいを理由とする差別をなくすことで、誰もが暮らしやすい共に生きる社会をつくることをめざした障害者差別解消法が施行されました。大阪府においても大阪府障がい者差別解消条例を施行し、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」等による啓発活動と条例に基づく相談、紛争の防止・解決を車の両輪として、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを進めています。

【障がい者手帳所持者数、精神科在院患者数、自立支援医療（精神通院）受給者数】

（平成29年（2017年）3月末時点）（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 手帳種別 | 身体障がい者手帳 | 療育手帳 | 精神障がい者保健福祉手帳 | 合計 | 精神科在院患者数 | 自立支援医療（精神通院） |
| 人数 | 389,795（6,443） | 78,557(24,038) | 81,386 | 549,738 | 16,345 | 161,272 |

※（　）内は18歳未満（障がい児）の人数。精神障がい者保健福祉手帳は障がい児を含む。

※精神科在院患者とは大阪府内（政令指定都市含む）の精神科病床を有する医療機関の入院患者（府外患者を除く）

（府障がい者自立相談支援センター、府こころの健康総合センター、府保健医療室調べ、精神科在院患者数は大阪府「精神科在院患者調査」による）

②　インバウンドの増加

平成29年（2017年）に大阪府を訪れた訪日外国人客数は1,100万人（大阪観光局発表）となり、国内全体（2,869万人）の３人に１人以上が大阪を訪れるなどインバウンドの増加が顕著となっています。アメリカ大手クレジットカード会社が平成28年（2016年）に発表した「世界渡航先ランキング」でも、大阪への渡航者数（平成21年（2009年）から平成28年（2016年））の年平均増加率は24％で、世界132都市中トップとなっています。

このような中、2019年のラグビーワールドカップ2019、2020年の東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会、そして2021年のワールドマスターズゲームズ2021関西へとつながる、いわゆる「ゴールデン・スポーツイヤーズ」を控え、インバウンドの拡大への一層着実な対応が求められています。

③　在留外国人の増加

平成29年（2017年）６月時点での大阪府における在留外国人（日本国籍を持っていない人で、３ヶ月以上の在留期間の在留資格を持っている人）は、22万人であり、過去最高となっています。

わが国で生活する外国人との共生社会を実現していくためには、単に外国人を支援の対象として位置づけるのみならず、外国人がわが国社会のルールを守り、わが国社会が外国人を社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会への参加を促すという視点が重要です。失業や災害等のリスクに対し、誰もが社会的に排除されることのない社会的包摂の考え方のもと、日本人と同様に外国人にも共通の配慮をするという視点が求められています。

こういった考えのもと、生活者としての外国人に関する対応策として、日本語教育、子どもの教育、雇用・労働環境、社会保障、情報の多言語化や外国人へのわかりやすい情報提供、住居の安定確保、治安問題への対応、在留期間の適正運用などが進められています。

（参考：「外国人との共生社会の実現に向けて（中間的整理）」（平成24年（2012年）8月27日「外国人との共生社会」実現検討会議※各省副大臣で構成の会議））

④　高齢化の進展

超高齢化・人口減少社会の到来により、大阪府においても高齢化が進展しています。平成27年（2015年）国勢調査によれば、65歳以上人口比率（高齢化率）は26.1％、75歳以上人口（後期高齢者人口）比率は11.8％であり、全国の26.6%、12.8%より低くなっていますが、団塊の世代（昭和22年（1947年）から24年（1949年）生まれ）の構成比が大きいため、2025年には、75歳以上人口が約153万人となり、2015年からの10年間で1.43倍（全国1.35倍）に急増するなど、今後、急速に高齢化が進展していくとされています。

また、地域においては、コミュニティが希薄化し、地域活動を支える担い手の不足や高齢化などの問題が顕在化しています。このような中、国においては、地域のあらゆる住民が役割を持ち、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスとし協働して助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」を実現するため、「我が事・丸ごと」の地域づくりが示されているところです。

**【大阪府の高齢化率・高齢者数の推移】**

※　総務省「国勢調査」（1980年から2015年）、国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年（2013年）3月推計）」を用いて大阪府で作成

国勢調査（実績値）

将来人口推計（推計値）

**（人口）**

**（高齢化率）**

　　　　⑤　ＳＤＧｓに関する動き

世界では、2015年9月開催の第70回国連総会において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に、17の国際目標(SDGs)が掲げられています。

日本においても、「SDGs実施指針」を定め、「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」ことをビジョンに掲げ、８つの優先課題が設定されています。

このような中、大阪府では、平成30年（2018年）4月に知事を本部長とする「大阪府ＳＤＧｓ推進本部」　を設置し、全庁一丸となってＳＤＧｓの推進を図り、ＳＤＧｓ推進都市をめざすこととしています。

（２）2025年国際博覧会に向けた動き

①　2025年国際博覧会の誘致

平成29年（2017年）4月の万博誘致立候補に係る閣議了解を機に、大阪府では万博誘致推進本部を設置し、誘致に向けた機運醸成を図るなど、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとした万博の誘致を進めています。

②　いのち輝く未来社会をめざすビジョン

大阪府では万博誘致を契機として、平成30年（2018年）3月に万博のテーマを先取りした「いのち輝く未来社会をめざすビジョン」を策定しています。この中で、ビジョンのめざす姿の実現に向けた取組みの一つとして「ユニバーサルデザイン社会の実現に向けた取組み」を取り上げています。

# **４．　府におけるこれまでの取組み**

大阪府では、これまですべての人が自らの意思で移動でき、だれもが暮らしやすい地域づくりをめざし、バリアフリーやユニバーサルデザインについて、各施策分野において様々な施策を行ってきました。

○　大阪府福祉のまちづくり条例（平成４年（1992年）10月）

大阪府では、平成４年に全国に先駆けて、すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる「福祉のまちづくり」を実現するため、「大阪府福祉のまちづくり条例」を制定しました。

その後、国における法整備が進み、現在では高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）と一体となって、安全で容易に利用できる建築物の基準を定めるなど、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを推進しています。

また、条例の理念や趣旨、法や条例に規定する基準等を記載し、施設の設計や維持管理時における配慮事項等をわかりやすくまとめた「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」を平成28年（2016年）4月に策定、平成29年（2017年）12月に改訂し、府民・事業者に対し啓発を行っています。

○　大阪府人権施策推進基本方針（平成13年（2001年）３月）

人権施策推進基本方針の中では、人権尊重の社会を実現するため、今後の府政推進の基本

理念のひとつとして、「誰もが個性や能力をいかして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造」を掲げています。

人権という普遍的文化の創造とは、すべての人が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日

常生活の中で実践することであり、またそのような生き方を可能にする社会的な環境や条件を整備することです。

たとえば、障がい者の人権問題に取り組む際に、障がい者に対する偏見など、意識のバリア（障壁）を取り除くとともに、物理的、制度的なバリアをなくすために、道路等に段差のないまちづくりや障がい者の社会参加を推進するための制度を整備する必要があります。障がい者にとってバリアを感じさせないまちは、すべての人にとって住みやすいまちとなり、社会の人権文化はそれだけ豊かになります。

この基本理念を踏まえ、人権尊重の社会をつくるために、大阪府のすべての行政分野において、総合的な施策の推進に努めています。

○　教育振興基本方針・教育振興基本計画（平成25年（2013年）３月）

　　教育振興基本計画では、基本的な目標として、「自らの力や個性を発揮して夢や志を持ち、粘り強く果敢にチャレンジする人づくり」、「大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、自立して力強く生きる人づくり」、「自他の生命を尊重し、違いを認め合いながら、自律して社会を支える人づくり」を掲げています。

　　また、重点取組として、「人を思いやる心を育成する取組みの推進」、「自他を尊重し、違いを認め合う豊かな心の育成」、「教員の人権感覚の育成」などを掲げ、大阪の子どもたちが自ら豊かな未来を切り開き、次代の社会を担う自立した大人となっていけるよう取組を進めています。

○　第４次大阪府障がい者計画（後期計画）（平成30年（2018年）３月）

第４次大阪府障がい者計画においては、「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に据え、「権利の主体としての障がい者の尊厳の保持」「社会的障壁の除去・改善」「障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求」「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」「多様な主体による協働」の5つの基本原則に基づいて施策を進めてきました。

その中で、「地域共生社会」の実現に向け、その土台となる地域を育む施策の推進方向として、「だれもが暮らしやすい」地域づくりという側面からユニバーサルデザインの推進を掲げています。

# **５．　大阪府ユニバーサルデザイン推進指針の位置づけ**

これまで述べてきたような社会背景や2025年国際博覧会の大阪誘致も見据え、多様性を受け入れ、活力ある共生社会づくりをめざす考え方を踏まえ、大阪府における取組みをさらに発展させ、誰もが暮らしやすく、訪れやすい、そして誰もが活躍できる「ユニバーサルデザイン社会・大阪」を実現させていく必要があります。

そこで本指針では、「ユニバーサルデザイン社会」の実現のため、府で実施している取組みを、国の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」をもとに「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインのまちづくり」の柱に沿って整理し、行政分野を越え横断的にとりまとめて示しています。

【参考：「ユニバーサルデザイン2020行動計画」における取組みの柱】

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **内　容** |
| 心のバリアフリー | 国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組みを、学校、企業、地域及び国民全体、そして障害のある人による取組みに分けて検討したもの。 |
| ユニバーサルデザインの街づくり | ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取組み①東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた重点的なバリアフリー化と②全国各地における高い水準のユニバーサルデザインの推進という２つの観点から、幅広い施策をとりまとめたもの。 |

【イメージ図】

****

# **６．　府におけるユニバーサルデザインの取組み**

（１）取組方針

国の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」においては、基本的考え方として、「障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現することをめざしている。この共生社会は、様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障害のある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会である。」と示されています。

府施策の推進にあたっては、このような考え方を踏まえ、また、以下の観点をもって取り組むよう努め、東京オリンピック・パラリンピックや現在誘致を進めている2025年国際博覧会のテーマ「いのち輝く未来社会」の実現に向けて、オール府庁でユニバーサルデザインの取組みを進めていきます。

1. 国、市町村、関係団体等との連携

　国や市町村において、それぞれの役割と権限のもと取り組まれている施策、また、企業やＮＰＯ等の取組みとも連携し、府施策の効率的かつ効果的な実施をめざします。

1. 理解の促進

　ユニバーサルデザインの考え方が示す多様性の許容や、共生社会づくりの方向性を社会全体で共有できるよう、府民の理解促進に努めます。また、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあう「心のバリアフリー」を社会全体で推進するとともに、「心のバリアフリー」への理解を深めるための取組みに努めます。

（２）具体的な取組み

国の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」においては、共生社会の実現に向けた大きな二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組み（「心のバリアフリー」分野）と、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取組み（「ユニバーサルデザインのまちづくり」分野）が検討されています。

そこで、大阪府においては、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」における取組みの柱である「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインのまちづくり」の考え方を、今後、オール府庁でユニバーサルデザインの具体的な取組みを進めていくための基本的な指針とすることとします。

【「ユニバーサルデザイン2020行動計画」における考え方（府の基本的な指針）】

１　心のバリアフリー

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **指針** | **府の具体的な取組み** |
| Ⅰ　学校教育におけるユニバーサルデザイン | ・「心のバリアフリー」に向けて取り組んできた学校の好事例を踏まえた上で、幼児期から青年期の発達段階に応じて、かつ、切れ目なく「心のバリアフリー」の教育を展開する。・共生社会に向けて、多様性を理解し、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を踏まえ、差別や排除の行動を行わず、お互いの良さを認め合い協働していく力を養うべく、指導の方法を検討する。 | ・関係者への新学習指導要領の伝達・関係者への「わかる・できる」授業や「通常の学級における発達障がい等支援事業」の周知・関係者への保育所保育指針等の伝達・障がい者理解推進事業の実施・特別支援教育コーディネーターの養成・幼稚園・認定こども園教職員への指導助言・教員へのバリアフリーに関する研修の実施・保育士等へのバリアフリーに関する研修の実施・「交流及び共同学習推進事業」の実施・ＩＣＴを活用した支援・府立高校における通級指導教室の設置・特別支援学校教諭免許の保有率向上への取組み |
| Ⅱ　企業・行政等におけるユニバーサルデザイン | ・グローバル化が進行する現代にあって、企業が競争力を向上させ、更なる成長を遂げていくには、多様な価値観に向き合っていく必要がある。そのため、障がいのある人を含め多様な人材を活かし、その価値観を取り込んだ企業活動を展開することが重要である。更に、障がいのある人の価値観を商品開発等の企業活動へ取り込むことでこれまでにない技術革新を生み、日本企業の新たな強みを創出することにもつながる。・交通・観光・外食等を含めた幅広い分野の企業が、身体障がい（聴覚・視覚・内部障がい、肢体不自由等）、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）等様々な障がいのある人（身体障がい者補助犬を同伴する人を含む）が活躍しやすい環境づくりに向けて、経営者から現場の社員まで、一体となって「心のバリアフリー」に取り組むことが期待される。 | ・障がい者週間を中心とした啓発事業の実施・「公正採用選考人権啓発推進員　新任・基礎研修」の実施・各職階における職員研修の実施・障がいを理由とする差別の解消に向けた取組み・医療機関に対する国・府ガイドラインの周知・障がい者等が医療サービスを円滑に受けるための取組み・医療機関や医療スタッフの理解を深めるための取組み・発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保・障がい者地域医療ネットワークの推進　・大阪府内地域リハビリテーションの推進・障がい者医療等の推進による自立支援・高次脳機能障がい者への支援・障がい者雇用に向けた支援・精神障がい者の社会参加の促進・障害者就業・生活支援センター及び就労定着支援事業の機能強化・障がい者の就労継続を応援する「互助型システム」の構築・起業支援の充実・アートを活かした障がい者の就労支援・大阪府ITステーションを障がい者雇用・就労の支援拠点とした取組み・就労移行支援事業所の機能強化・障がい者の農業分野での就労支援 |
| Ⅲ　地域におけるユニバーサルデザイン | ・共生社会を真の意味で実現していくためには、生活のあらゆる場面で、障がいのある人もない人もお互いに「心のバリアフリー」を体現していなくてはならない。・そのためには、障がいのある人が生活する地域において、そこに住む人々とのつながりを通じた、切れ目のないかつ持続可能な取組が展開される必要がある。 | ・障がい者週間を中心とした啓発事業の実施・発達障がいに対する理解促進・高次脳機能障がいに対する理解の普及啓発・「避難行動要支援者名簿」の作成及び活用等の支援・人権相談事業の実施 |
| Ⅳ　その他 | ・学校や企業に属さない、また、地域の取組に興味関心の薄い層等にも働きかける必要がある。・共生社会に向けた「心のバリアフリー」の取組を加速させるためには、障がいのある人自身やその家族が、「障がいの社会モデル」を踏まえて自らの障がいを理解し、社会的障壁を取り除く方法を相手に分かりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることが重要であり、そのために障がいのある人自身やその家族を支援することも必要である。 | ・障がいの有無を問わない全てのスポーツの認知度向上・障がい者スポーツの推進・オリンピック・パラリンピック教育の推進・大阪府立支援学校スポーツ推進会議の設置・大阪府立障がい者交流促進センターの運営・大阪府立稲スポーツセンターの運営等・障がい者スポーツ指導者の養成等・大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣等・スポーツに親しむ機会の提供・府民の人権意識の高揚・障がい者週間を中心とした啓発事業の実施・発達障がいに対する理解促進・高次脳機能障がいに対する理解の普及啓発・知事会見の取組み・府政に関する情報を障がい特性に配慮して府民に提供・視聴覚障がい者等に対するコミュニケーション支援等の充実等・ピアカウンセリングの普及 |

２　ユニバーサルデザインのまちづくり

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **指針** | **府の具体的な取組み** |
| Ⅰ　施設整備基準によるバリアフリー化 | ・バリアフリー法や大阪府福祉のまちづくり条例等に基づく施設整備基準に基づき、交通施設・建築施設のバリアフリー化を推進する。 | ・バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進・鉄道駅のバリアフリー化の取組方針の検討・福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂、普及啓発・国のホテルのバリアフリー基準見直しの検討会に参画・法、条例に基づく民間施設のバリアフリー化 |
| Ⅱ　観光地のバリアフリー化 | ・様々な移動制約を抱える人が訪れやすい観光地づくりに向け、個別の観光施設のみならず、観光地エリア全体の面的なバリアフリーを推進する。 | ・法、条例に基づく民間施設のバリアフリー化・観光公衆トイレの洋式化等に対する補助の実施・建造物や史跡等のバリアフリー化の府内市町村、所有者への周知、働きかけ・文化庁が行うバリアフリー事例集作成への協力 |
| Ⅲ　都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）を中心とした面的なバリアフリーの推進 | ・高齢者、障がいのある人、妊婦や子供連れ等誰もがスムーズに移動でき、暮らしやすいまちづくりのため、鉄道駅ターミナル等地域の中核となる施設を中心として、連続的かつ面的なバリアフリーを推進していく。 | ・法に基づく都市施設のバリアフリー化・バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進・まちのバリアフリー情報の提供・府が管理する特定道路の整備・視覚障害者用付加装置等の整備推進・反射素材を活用した道路標識・標示等の整備推進・福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂、普及啓発・車いす使用者用駐車場の適正利用の促進・府営公園のバリアフリー化 |
| Ⅳ　公共交通機関等のバリアフリー化 | ・航空、鉄道、バス、タクシーといった公共交通機関は、高齢者、障がいのある人等の観光や街中の移動に際しての重要な交通手段であることを踏まえ、公共交通機関及び周辺エリアのバリアフリー化を推進する。 | ・鉄道駅のエレベーター設置・鉄道駅の内方線付き点状ブロック敷設・鉄道駅の可動式ホーム柵設置・バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進・府が管理する特定道路の整備・視覚障害者用付加装置等の整備推進・反射素材を活用した道路標識・標示等の整備推進 |
| Ⅴ　ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援 | ・障がいのある人、高齢者等誰もが自立して移動できる環境を整備するためには、人的支援に加えて、必要な情報を分かりやすく提供することが不可欠である。情報バリアフリーの実現の観点から、従前の案内表示や情報提供を充実していくことに加え、ＩＣＴを活用した環境整備を推進する。 | ・「次世代情報システム技術の利活用検討ワーキンググループ」における事例の調査検討 |
| Ⅵ　トイレの利用環境の改善 | ・内部障がいや発達障がい等見た目だけではわかりにくい障がいのある人を含めた多様な障がいのある人に配慮しつつトイレの機能分散を進めたり、介助者等の実態に即した便所・便房の設計を行うなど、様々な移動制約を持つ人にとって利用しやすいトイレ環境の整備を図る。 | ・福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂、普及啓発 |

（３）進行管理

本指針の進行管理については、「ユニバーサルデザイン推進指針庁内連絡会議」を設置し、各部局の取組みの進捗状況を共有・意見交換を行います。

**（参考）ユニバーサルデザインの具体的な施策**

現在「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に沿って各部局で実施している取組みについては、別添のとおり点検、整理を行いました。